

# 拠点の届出により算定できるようになる加算について (指定特定・障害児相談支援事業所編)

## 1 地域生活支援拠点等相談強化加算

### (1) 概要

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（p4 問 1 参照）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合に所定単位数を算定する

### (2) 単位数 **700 単位**

※ 要支援者 1 人につき 1 月に **4 回** の算定を限度

### (3) 算定の条件

- ① 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- ② 地域定着支援サービス費と併せて算定できない。
- ③ 当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。
- ④ 原則として利用者又はその家族等から要請を受けた当日、翌日又は翌々日に指定短期入所の利用を開始した場合に算定可能。

### (4) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

## 2 地域体制強化共同支援加算

### (1) 概要

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定する。

### (2) 単位数 **2,000 単位**

※ 当該障害者等に対してサービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に **1 回**を限度として算定。（1 月につき複数人に支援を行いそれぞれ 1 回ずつ人数分算定することは可能。）

### (3) 算定の条件

- ① 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- ② 当該支援を行うことについて、計画相談支援対象障害者等の同意を得ていること。
- ③ 当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等を提供する事業者のうち**いずれか 3 者以上**と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること。
- ④ 地域自立支援協議会に文書により当該説明及び指導の内容等を報告していること。

### (4) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合は、下記(5)に定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

(5) 協議会等への報告の内容

国が下記項目を含む様式例について通知しているが、必要な事項が概ね記載されていれば別の様式を利用することも可能。(千葉県HPにも様式例の掲載あり)

- ① 利用者情報
- ② 会議開催の目的
  - ア 個別課題の解決
  - イ 地域課題、ニーズの把握
  - ウ 横断的な連絡調整
  - エ 地域づくり・資源開発
  - オ 地域生活支援拠点等の運営への提案
  - カ その他
- ③ 会議の出席者(所属・職種・氏名)
- ④ 会議の具体的な内容(会議の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載することを要しない。)
  - ア 利用者の支援の経過
  - イ 利用者の支援上の課題
  - ウ 課題への対応策(協議会への提案等を含む)
  - エ 地域課題・ニーズの現状
  - オ 地域生活支援拠点等の現状
  - カ 地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について
- ⑤ その他(特記事項)

(6) 留意点

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

## 平成30年度報酬改定に関するQ&Aから抜粋

### (地域生活支援拠点等相談強化加算関係)

**問 1** 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

**答 1** 例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

### (地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算関係)

**問 2** 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

**答 2** 当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。  
ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

### (地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算関係)

**問 3** 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

**答 3** 当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

→ (千葉市の運用) 当該利用者が基幹相談支援センター職員が所属する指定特定相談支援事業所を利用している場合でも、サービス等利用支援を行っている担当者が基幹相談支援センター職員でなければ算定可能とする。

## 障害者自立支援給付支払等システム請求サービスコード

| サービス    | 加算名             | 請求サービスコード |
|---------|-----------------|-----------|
| 計画相談支援  | 地域生活支援拠点等相談強化加算 | 526855    |
|         | 地域体制強化共同支援加算    | 526860    |
| 障害児相談支援 | 地域生活支援拠点等相談強化加算 | 556855    |
|         | 地域体制強化共同支援加算    | 556860    |

## 出典

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号・第 8 号)
4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成 30 年 3 月 30 日)
5. 厚生労働省ホームページ／障害者自立支援給付支払等システム関係資料／報酬算定構造・サービスコード表等